

中東遠地域医療構想調整会議 議題及び報告事項について

議題1 療養病床転換意向等調査結果（概要）について 【資料1】

資料1は、平成30年11月9日に開催された第1回地域包括ケア推進ネットワーク会議の資料であり、本調査は第2回の中東遠地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）でも報告しましたが、各医療圏で介護医療院や地域医療構想との関係等について話題になりましたので、改めて御確認をお願いします。

1 前回（平成29年10月）と今回（平成30年8月）の比較〔7ページ〕

慢性期の医療機能、在宅医療等と関連が深い医療機関の療養病床の転換意向について、平成29年度から調査しております。

昨年度末で廃止が予定されていた「介護療養病床」、また療養病床の看護職員等の配置基準について緩和する措置が2023年度末まで延長されましたが、経過措置期間終了までに各医療機関がどのような対応を考えているか調査した内容をまとめました。

- ① 表の左欄「1 病床数」が許可病床の現況です。医療療養病床では、看護職員等の配置基準の緩和措置に相当する（表中「経過措置 25：1」）の数値が、最下段の県計の平成29年度、30年度の数値を比較すると対前年度比1,978床の減少であり、医療法本則部分に当る「療養1，2 20：1」に多くが移行しています。

また、介護療養（病床）では、既に介護医療院への転換や、医療療養病床への転換を図ったことから、対前年比280床の減少になっています。

- ② 表の右欄「2 転換先意向」の「（1）医療療養病床からの転換意向先」は、今後さらに20：1への転換又は回復期リハビリテーション病床、あるいは地域包括ケア病棟等への転換で医療保険適用の病床としての存続を考えているところが多くなっていますが、一部に介護医療院への転換を考えているところもあります。また、転換意向「未定」が対前年度比996床の減少と半減しております。

一方、「（2）介護療養病床からの転換意向先」は、前年度に比べ「介護医療院」への転換を明確にした医療機関が増加していますが、一部では医療保険適用の病床への転換を考えているところもあります。また、転換意向「未定」が対前年度比約800床減少の411床となっておりますが、内訳を2次医療圏別にとすると地域差も見受けられます。

2 介護医療院への転換について〔3ページ〕

介護療養病床から既に転換した病床は、具体的な状況を記載しました。現状では、西

部医療圏の動きが顕著になっております。

3 介護医療院と地域医療構想との関係について〔4 ページ〕

地域医療構想において、介護医療院は在宅医療等に位置付けられており、病床の4つの機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）から外れることとなります。

このため、主な転換元である療養病床から介護医療院へ転換された場合、地域医療構想上、療養病床が主に慢性期機能として報告されていることから、慢性期の病床が減少し、また全体の病床数からも減少することとなります。

4 その他

介護医療院に関するスケジュールのイメージ〔5 ページ〕、療養病床と介護医療院の取扱いに関する厚生労働省通知（抜粋）〔6 ページ〕をお示ししてあります。

5 まとめ

調査の結果から、医療保険適用の病床から介護保険適用の介護医療院や老人保健施設への転換意向、また介護保険が適用されている介護療養病床から医療保険適用の病床への転換意向があることから、市町の介護保険財政等への増減の影響等も想定されます。

県では、引き続き、地域医療構想調整会議での情報提供等に努めてまいります。

議題2 訪問診療の提供状況について 【資料2】

資料2は、平成30年11月9日に開催された第1回地域包括ケア推進ネットワーク会議の資料であり、1から7ページは県全体に関する説明、9ページは「患者住所地別 訪問診療の利用状況」です。

中東遠医療圏の2018（平成30）年4月の訪問診療の利用者数は1,319人で、2013（平成25）年と比較して282人増加しています。

地域医療構想を基に6市町が見込んだ2025年の訪問診療の人数（中東遠計）は1,433人で、2018（平成30）年の実績に比べ114人の増加を見込んでいます。

中東遠医療圏で2018（平成30）年4月に訪問診療を利用した人のうち、介護サービスを利用した人数は1,168人、併用率は88.6%となります。

報告事項1 地域医療介護総合確保基金の提案状況について 【資料3】

資料3は地域医療介護総合確保基金の提案状況について取りまとめたものになります。

1 基金（医療分）の事業提案の状況

地域医療介護総合確保基金は、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包

括ケアシステムの構築」を図るため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度として平成 26 年に設置しております。

平成 31 年度の基金事業計画作成に先立ち、平成 30 年 8 月に、関係 25 団体及び市町あてに、提案募集を通知したところ、34 件の提案をいただきました。

2 基金事業提案件数等の推移

「基金事業提案件数等の推移」のグラフの右端の「H31 提案」には、34 件の提案提出件数の内訳として、県医師会や県歯科医師会といった関係団体からの提案が 18 件、公立病院からの提案が 15 件、市町からの提案が 1 件となっております。

幅広い地域の関係者の意見を反映し、地域にとって必要性・公益性の高い事業に対し適切かつ公正に配分を行っていくため、今年度から、各保健所から地域医療構想調整会議の委員の皆様あてにも御案内させていただいたところ、H29 提案件数や H30 提案件数と比較して公立病院からの提案が増加しております。

なお、過去 2 年間の提案のうち、新規事業化、継続事業へのメニュー追加、制度拡充等により事業反映した件数をみると、関係団体からの提案が多い状況です。

3 基金事業化に向けたスケジュール（予定）

「基金事業化に向けたスケジュール（予定）」のうち、現在、点線の部分「財政当局との予算要求折衝」（本県の平成 31 年度当初予算編成）との関係は、事業への反映を検討するものについては、県財政当局と予算要求折衝を進めております。

そのため、今回は具体的な提案内容や検討状況を申し上げることは差し控えさせていただきますが、今後、予算措置の状況も踏まえて、改めて次回以降の調整会議において情報提供させていただきます。

4 基金事業化にあたってのポイント

基金は、全国一律で事業内容や用途が限定された国庫補助金と異なり、地域の実情に応じた創意工夫を活かせる仕組みとされておりますが、その分、事業実施にあたり、「県計画」や「事後評価」の公開を通じて、対外的な説明責任が強く求められる仕組みとなっております。

基金の趣旨は、地域における医療と介護の総合的な確保ですが、そのうち「医療分」の事業区分として、病床機能分化連携、在宅医療推進、医療従事者確保の三区分が設けられております。

こうした基金の趣旨及び各事業区分の趣旨に照らし合わせて適切な事業目的であること、その実現のため効果的な事業の組み立てとなっていることが求められます。そのため、診療報酬や他の補助金で措置されているものや、地方単独事業の単なる財源の付替え等に基金を充てることはできないとされています。

また、あらかじめ、「県計画」に、事業の直接的な成果を「アウトプット指標」として設定し、さらにその事業を通して期待される地域全体への効果を定量的に測定する指標を「アウトカム指標」として設定した上で、翌年度、「事後評価」において検証することが求められています。

報告事項2 「介護医療院」へ転換予定の医療機関について 【資料4】

袋井みつかわ病院は、一部病棟を平成31年2月に介護医療院へ転換します。
これにより、同病院の慢性期病床は260床から159床になります。